

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第3038号

平成30年12月21日金曜日 第3038号

◇ 目 次 ◇
告 示

落札者等の告示(2件)	(情報政策課)1035
知事指定薬物の指定	(薬務衛生課)1035
大規模小売店舗の新設の届出の概要等	(経営支援課)1036
農用地利用配分計画の認可申請	(農政課農地・担い手対策室)1036
農用地利用配分計画の認可	(")1037
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生	
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅	
港湾施設の概要	
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要	(東予地方局環境保全課)1037
土地改良区役員の氏名の変更の届出	(中予地方局農村整備第一課)1041
土地改良区の定款変更の認可	(")1042
指定障害福祉サービス事業者の指定	(南予地方局地域福祉課)1042
指定障害福祉サービス事業の廃止	
建設業者の許可の取消し	(南予地方局管理課)1042
選挙管理委員会告示	
直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数	(選挙管理委員会)1042

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1208号

次のとおり落札者を決定した。 平成30年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
財務会計オンラインシステム端末機 器の借入れ	愛媛県企画振興部 政策企画局情報政 策課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成30年11月27日	NECキャピタルソリューション株式会社四 国支店 香川県高松市中野町29 番2号	869 ,184円 (月額)	一般競争入札	平成30年10月12日

○愛媛県告示第1209号

次のとおり落札者を決定した。 平成30年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
県税オンラインシステム機器の借入 れ	愛媛県企画振興部 政策企画局情報政 策課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成30年11月27日	NECキャピタルソリューション株式会社四 国支店 香川県高松市中野町29 番2号	1,501,200円 (月額)	一般競争入札	平成30年10月12日

○愛媛県告示第1210号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53

号)第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として 指定する。 平成30年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 薬物の名称
- (1) 2 ({ [2 (4 エチル 2 , 5 ジメトキシフェニル) エチル] アミノ} メチル) フェノール及びその塩類
- (2) 3 [1 (1 ピペリジニル)シクロヘキシル]フェノー ル及びその塩類
- (3) キノリン 8 イル = 1 ペンチル 1 H インダゾール 3 カルボキシラート及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物
- 2 指定の理由

条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

平成30年12月22日

○愛媛県告示第1211号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に 基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。 平成30年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)コーナン新居浜店・ラムー新居浜店 新居浜市東田二丁目甲1692番1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

コーナン商事株式会社

大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

代表取締役 疋田 直太郎

大黒天物産株式会社

岡山県倉敷市堀南704番地の5

代表取締役 大賀 昭司

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

コーナン商事株式会社

大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地 1

代表取締役 疋田 直太郎

大黒天物産株式会社

岡山県倉敷市堀南704番地の5

代表取締役 大賀 昭司

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成31年8月11日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 8 260平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数

213台

イ 駐輪場の収容台数

168台

- ウ 荷さばき施設の面積 219平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 47.12立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

コーナン商事株式会社

開店時刻 午前 6 時30分 閉店時刻 午後 9 時30分 大黒天物産株式会社

24時間

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数2 筋所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日

平成30年12月10日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表 者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1212号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) 第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひ め農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課 農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成30年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設	定等を受け	ナる者	賃借権の設定等を	を受ける土地
氏名又は名称	住	所	所在及び地番	面積 (m²)
農事組合法人 九王	愛媛県今治	市	愛媛県今治市大西町 九王3番ほか1筆	1 ,977

有限会社こんぱら	愛媛県今治市	愛媛県今治市大西町 紺原甲86番1ほか8 筆	9 ,336
農事組合法人 サポート中寺	愛媛県今治市	愛媛県今治市中寺字川崎92番1ほか6筆	7 ,460
農事組合法人 まつぎ	愛媛県今治市	愛媛県今治市高市字 コモイケ甲55番1ほか9筆	9 ,767
農事組合法人い のべにし	愛媛県西予市	愛媛県西予市宇和町伊延西91番ほか18筆	12 ,050
清水口 正 敏	愛媛県西予市	愛媛県西予市宇和町 明石2526番1ほか5 筆	9 ,008
佐 伯 彰 則	愛媛県西条市	愛媛県西条市丹原町 高松甲1975番ほか1 筆	2 ,698

2 申請年月日

平成30年12月11日

○愛媛県告示第1213号

平成30年11月15日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成30年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設	定等を受け	る者	賃借権の設定等を	を受ける土地
氏名又は名称	住	所	所在及び地番	面積 (m²)
宮 本 純 子	愛媛県西条	市	愛媛県西条市古川乙 213番 1 ほか 1 筆	4 ,709
國田農産有限会社	愛媛県西条	市	愛媛県西条市中西新 開102番ほか6筆	16 ,016

2 認可年月日

平成30年12月12日

○愛媛県告示第1214号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の 規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112 条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の 2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号) 第26条の3の規定により告示する。

平成30年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

(南予地方局産業経済部管内)

御荘加入区

○愛媛県告示第1215号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(平成26年12月愛媛県告示第1414号)による保険に付すべき義務は、平成30年12月20日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成30年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

(南予地方局産業経済部管内)

御荘加入区

○愛媛県告示第1216号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、東予港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成30年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

種	類	位	置	数 量 及 び 能 力
航	路	西条市今在家地先		面積 49 9ヘクタール 水深 - 7 5メートル

○愛媛県告示第1217号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。 以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置 の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び 新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年12月21日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 住友化学株式会社 東京都中央区新川二丁目27番1号 代表取締役社長 十倉 雅和
- 2 事業場の名称及び所在地 住友化学株式会社愛媛工場菊本地区 新居浜市菊本町一丁目10番1号
- 3 特定施設に関する事項
- (1) フィルタープレス

特定施設	の 種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第 188号。以下「政令」という。)別表第 1第27号イ ろ過施設
特定施設	の 能 力	1日当たり40立方メートル処理(正極材 スラリー)
工事の着手予	3 定年月日	許可後直ちに
工事の完成予	5 定 年 月 日	着手 3 カ月後
使用開始の予	5 定 年 月 日	完成後直ちに
特定施設の使	用時間間隔	連続
特定施設の1日 時間	当たりの使用	24時間
特定施設の使用の の概要	の季節的変動	なし
特定施設から排出され	水素イオン 濃度 (水素 指数)	High-Ni製造時 通常 12~13 最大 12~13 Mid-Ni製造時 通常 8~9 最大 8~9

	1 7-70 1 1-7 3	• • •
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リッ トルにつき ミリグラム)	High-Ni製造時 通常 10未満 最大 10 Mid-Ni製造時 通常 10未満 最大 10
	浮遊物質量 (リッ単位 リッきミリグ ラム)	High-Ni製造時 通常 600 最大 800 Mid-Ni製造時 通常 600 最大 800
	窒素位 (リッき リッき ラム)	High-Ni製造時 通常 20 最大 20 Mid-Ni製造時 通常 30 最大 30
	りん含有量 (単から りゅう りつき うム)	High-Ni製造時 通常 3 最大 3 Mid-Ni製造時 通常 1未満 最大 3
	日当たりの量	High-Ni製造時 通常 80 最大 110 Mid-Ni製造時 通常 80 最大 110

備考 当該施設は、製造する品種 (H i g h - N i 及び M i d - N i) により切替えて使用する。汚水等は、セントルへ送水する。

(2) セントル

特定施言	ひの種類	政令別表第1第27号口 遠心分離機
特定施意	殳 の 能 力	1日当たり40立方メートル処理(正極材 含み排水)
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
工事の完成	予定年月日	着手 3 カ月後
使用開始の	予定年月日	完成後直ちに
特定施設の値	吏用時間間隔	連続
特定施設の1月 時間	日当たりの使用	24時間
特定施設の使用の概要	用の季節的変動	なし
特定施設から排出される汚水等の	水素イオン 濃度 (水素 指数)	High-Ni製造時 通常 12~13 最大 12~13 Mid-Ni製造時 通常 8~9 最大 8~9
汚染状態の値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	High-Ni製造時 通常 10未満 最大 10 Mid-Ni製造時 通常 10未満 最大 10
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	High-Ni製造時 通常 20未満 最大 50 Mid-Ni製造時 通常 20未満 最大 50
	窒素合有量 (単・トリグ つきミ) ラム)	High-Ni製造時 通常 20 最大 20 Mid-Ni製造時 通常 30 最大 30
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	High-Ni製造時 通常 3 最大 3 Mid-Ni製造時 通常 1未満 最大 3

汚水等の1日当たりの量
 (単位 立方メートル)
 High-Ni製造時通常 80 最大 110 Mid-Ni製造時通常 80 最大 110

備考 当該施設は、製造する品種 (H i g h - N i 及び M i d - N i) により切替えて使用する。汚水等は、排水 p H 調整タンク (T K - 906) へ送水する。

(3) R - 755 トルエン洗浄分液槽

特定施設	设の種類	政令別表第 1 第37号口 分離施設
特定施設	设 の 能 力	1日当たり7トン処理(処理液量)
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
工事の完成	予定年月日	着手3カ月後
使用開始の	予定年月日	完成後直ちに
特定施設の個	吏用時間間隔	間欠
特定施設の1E 時間	日当たりの使用	24時間
特定施設の使用 の概要	用の季節的変動	なし
特定施設から排出される汚水等の	水素イオン 濃度(水素 指数)	OMTM製造時 通常 6~7 最大 5~8 BPOX製造時 通常 7~8 最大 6~9
汚染状態の値	化学的酸素 要求量(リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	OMTM製造時 通常 560 最大 730 BPOX製造時 通常 1,400 最大 1,800
	浮遊物質量 (リッきミリ つきこ) ラム)	OMTM製造時 通常 20未満 最大 25 BPOX製造時 通常 10 最大 10
	室素単 1	OMTM製造時 通常 422 最大 550 BPOX製造時 通常 0.1 最大 0.1
	りん含有量 (単位 リッきミリ ラム)	OMTM製造時 通常 0.01未満 最大 0.01未満 BPOX製造時 通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1E (単位 立が	日当たりの量 ラメートル)	OMTM製造時 通常 1.4 最大 1.7 BPOX製造時 通常 5 最大 6

備考 当該施設は、製造する品種(OMTM及びBPOX)により切替えて使用する。BPOX製造時の特定施設の名称は、「R-755 BPOX洗浄分離槽」となる。汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)へ送水する。

(4) R - 766 中間体洗浄分液槽

特	定	施	設	Ø	種	類	政令別表第 1 第37号口 分離施設
特	定	施	設	Ø	能	カ	1日当たり4トン処理(処理液量)
設	1	Ī	年	F	1	日	平成14年4月1日
特別	特定施設の使用時間間隔					隔	間欠

	1 7-70-2 1 1-7 3					
特定施設の1日 時間	特定施設の1日当たりの使用 時間		1			
特定施設の使用 の概要	用の季節的変動	なし	J			
特定施設から排出され	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常最大		~ 12 ~ 13		
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	5 200 6 ,760			
	浮遊物質 1 (リットルグ フシミ)	通常最大	23 30			
	室素含 有 1 リット ラム ラム)	通常最大	137 180			
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大		.01未満 .01未満		
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)			.1		

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)へ送水する。

(5) Z - 732 無機塩ろ過機

政令別表第1第37号八 ろ過施設
1日当たり0 9トン処理
平成26年12月 1 日
間欠
24時間
なし
通常 11~12 最大 11~13
通常 110 ,000 最大 143 ,000
通常 20未満 最大 25
通常 900 最大 1 ,170
通常 0.01未満 最大 0.01未満
通常 0.1 最大 0.1

(6) R - 751 OMTM濃縮槽

特定施設	设の種類	政令別表第 1 第37号口 分離施設			
特 定 施 記	みの能力	1日当たり6トン処理			
設 置 生	月 日	平成 8 年11月 1 日			
特定施設の個	使用時間間隔	間欠			
特定施設の1E 時間	日当たりの使用	24時間			
特定施設の使用 の概要	月の季節的変動	なし			
特定施設から排出され	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常 10~12 最大 10~13			
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要が量(リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 5 #00 最大 7 ,020			
	浮遊物質 1 (リッき) ラム)	通常 20未満 最大 25			
	室素合 (リッ リッ ラム)	通常 4,300 最大 5,590			
	りん含有量 (単位 1 リッきミリ ラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満			
汚水等の1日当たりの量		通常 0.1			
(単位 立方	5メートル)	最大 0.1			
### 活水等は 新尾近級会排水処理施設(NRT)へ送水する					

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)へ送水する。

- 4 汚水等の処理施設に関する事項
- (1) 排水 p H調整タンク (T K 906)

() 3 ii 3 i ja 3 ii 3 ii 3 ii 3 ii 3 ii 3	,
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手 3 カ月後
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
処理施設の種類	化学処理
処理施設の型式	中和処理
処理施設の構造	FRP製
処理施設の主要寸法	直径 2 ,100ミリメートル 高さ 3 ,200ミリメートル
処理施設の能力	1日当たり1 500立方メートル処理
汚水等の処理の方式	中和方式
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用 時間	24時間

処理施設の使用 の概要	処理施設の使用の季節的変動 の概要						
処理施設に	項 目	処	理	前	処	理	後
よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の	水素イオン 濃度 (水素 指数)	時 通常 最大	12~1 d - N i 8~9	13 13 製造時 9	i 常大i常大 常大i常大	6 - 6 -	~ 8 ~ 8 製造時 ~ 8
値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	時 通常 最大	10 d - N i 10未	満. 製造時	H時通最M道最 M通最 M通最	10 <i>5</i> 10 <i>5</i>	ト満 製造時 ト満
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	時 通常 最大	50 d - N i 20未	満製造時	I 常大主常大 B M通最 B M通最	20 <i>5</i> 50	k満 製造時
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	時 通常 最大	20 d - N i 30		H 時通最 M i d M i d l l l l l l l l l l l l l l l l l l	5 <i>7</i> 10 <i>7</i> - N i	ト満 ト満 製造時 ト満
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	時 通常 最大	3 d - N i 1未	製造時	H時通最M道最 M通最M通最	1 <i>5</i> 1 <i>5</i> - N i 1 <i>5</i>	i 製造 表満造 表満造 表満
汚水等の1E (単位 立が	時 通常 最大	110 d - N i 80		時 通常 Mid 通常	900 1 ,000	i 製造 製造時	

備考 当該施設では、汚水等に間接冷却水が加わる。当該施設は、製造する 品種(High-Ni及びMid-Ni)により切替えて使用する。汚 水等の汚染状態及び量の最大負荷時は、Mid-Ni製造時となる。汚 水等は、№3総合排水処理施設へ送水される。

(2) BR-BT活性汚泥処理施設

設	置	年	F	1	日	平成 3 年 8 月31日
処	理が	色 設	Ø	種	類	生物処理及び化学処理
処	理が	色 設	Ø	型	茳	活性汚泥処理
処	理が	色 設	Ø	構	造	鉄筋コンクリート製
処	理施	設の	主要	更寸	法	ばっ気槽 縦 7メートル 横 24メートル 高さ 5 5メートル × 3 基
処	理が	色 設	の	能	カ	1日当たり6,000立方メートル処理
汚	水等	の処	理の	り方	式	活性汚泥処理方式
処丑	里施設	の使	用時	間間	隔	連続
処理時間	里施設(引	カ1日	当たり)の(i	吏用	24時間
処理の相	里施設(既要	の使用	の季節	節的多	受動	なし

60 TM 46 + 0 1—	15		40	TITI		4 0		14
処理施設に	項	目	処	理	前	処	理	後
よる処理前	水素1	′オン	通常	7	0~8.0	通常	7	0 ~ 8 .0
及び処理後	濃度 (最大		0.820	最大	-	0.820
の汚水等の	指数)		取八	,	ມ~ຽມ	取八		.u ~ 0 .u
汚染状態の	化学的 要求量		通常	95		通常	45	
値		リッ	最大	115		最大	55	
	ミリグ	ラム)	取八	113		取八		
	浮遊物 (単位		通常	20		通常	10	
	リット つきミ	ミリグ	最大	50		最大	50	
	ラム)							
	室素含	1	通常	0	.1未満	通常	0	.1未満
	リット つきミ ラム)	・ルに	最大	0	.1未満	最大	0	.1未満
	りん含							
	(単位) リット	1	通常	0	.1未満	通常	0	.1未満
	フォ つき ラム)	ミリグ	最大	0	.1未満	最大	0	.1未満
エンダの1日半た13の見		运带	2 000		运带	2 000		
汚水等の1日当たりの量		通常	3 ,998		通常	3 ,998		
(単位 立7 	ラメート	ル)	最大	4 254		最大	4 ,254	

備考 汚水等は、No.3総合排水処理施設へ送水される。

(3) No. 1 総合排水処理施設

(3) No. 1 総1	合排水処理施記	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
設 置 3	≢ 月 日	昭和53年8月31日			
処理施言	殳 の 種 類	物理処理			
処理施言	设の型式	沈降分離処理			
処理施言	殳 の 構 造	鉄筋コンクリート製			
処理施設の	D 主要寸法	集水槽:縦10メートル 横10メートル 高さ50メートル 沈降槽:縦200メートル 横10メートル 高さ25メートル			
処理施言	殳 の 能 力	1日当たり40,000立方メートル処理			
汚水等の処	処理の方式	沈降分離処理方式			
処理施設の値	吏用時間間隔	連続			
処理施設の1E 時間	日当たりの使用	24時間			
処理施設の使用 の概要	用の季節的変動	なし			
処理施設に	項 目	処理前 処理後			
よる処理前 及び処理後 の汚水等の	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 70~75 通常 70~75 最大 55~88 最大 55~88			
汚染状態の値	化学的酸素 要求量(リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 11 2 通常 11 2 最大 20 0			
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 15.0 通常 15.0 最大 27.0 最大 27.0			

_					
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大		通常最大	4
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大		通常最大	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)			20 <i>4</i> 74 27 <i>5</i> 57	通常最大	20 <i>4</i> 74 27 <i>5</i> 57

備考 汚水等は、No.1排水口より排水する。

(4) No. 3 総合排水処理施設

(4) No. 3 総行	合排水処埋 施	高 安		
設 置 生	₣ 月 E	昭和49年6月1日		
処理施設	みの種類	物理処理及び化学処理		
処理施訂	みの型 ゴ	沈降分離処理及び中和処理		
処理施訂	设 の 構 造	i 土堰堤型式		
処理施設の)主 要 寸 法	沈降槽:縦 95.0メートル 横 60.0メートル 高さ 2.0メートル 中和槽:縦 48.0メートル 横 60.0メートル 高さ 2.2メートル		
処理施設	との 能力	1 日当たり50 000立方メートル処理		
汚水等の処	処理の方式	沈降処理及び中和処理方式		
処理施設の個	使用時間間隔	連 続		
処理施設の1E 時間	3当たりの使用	24時間		
処理施設の使用 の概要	月の季節的変動	な し		
処理施設に	項 目	処 理 前 処 理 後		
よる処理前 及び処理後 の汚水等の	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常 7.0~8.0 通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8		
汚染状態の値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 13.0 通常 13.0 最大 19.5 最大 19.5		
	浮遊物質量 (単位 1 リットリク ラム)	通常 33.0 通常 33.0 最大 500 最大 47.0		
	窒素含有量 (単位 1 リットリク ラム)	通常 19 通常 19 最大 100		
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 通常 1.0 最大 7.0		
	日当たりの量	通常 36,902 通常 36,902 最大 40,748		

備考 汚水等は、No.3排水口より排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の

値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No. 1 排水口

	1			
汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)		7 .0 · 5 .5 ·	
	化学的酸素 要求量(リットルにつき をリグラム)	通常最大		
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリ ラム)	通常最大		
	室素含有量 (単位 1 リットルグ つきミリ ラム)	通常最大	4	
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)		1 D 5 D	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常最大	20 <i>4</i> 74 27 <i>5</i> 57	

(2) No. 3 排水口

	1	1		
汚水等の	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大	7 0~8 0 5 5~8 8	
値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大		
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大		
	室素位 (リットリ フンション ラム)	通常最大	1 9 10 D	
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	1 D 7 D	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)			36 ,902 40 ,748	

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第1218号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 東温市北野田土地改良区から次のとおり役員が氏名を変更した旨の 届出があった。

平成30年12月21日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

役員の種類	氏	名
収員の個規	変 更 前	変 更 後
理事	安井浩二	野口浩二

○愛媛県告示第1219号

平成30年12月21日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 松山市泊土地改良区の定款の変更を認可した。 愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

○愛媛県告示第1220号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成30年12月21日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

事業者番号	指定障害	福祉 サービス	事 業 者	指定障害福祉	指定障害福祉 指定障害福祉サービス		指 定年月日
	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	サービスの種類	名 称	所 在 地	年月日
3823910223	特定非営利活動法人み こと会	愛媛県北宇和郡松野町 大字松丸589番地 1	山口尊	日中サービス 支援型共同生 活援助	グループホームひだま り	愛媛県北宇和郡松野町 大字豊岡3011番地16	平成30年 11月30日
3813910241	特定非営利活動法人み こと会	愛媛県北宇和郡松野町 大字松丸589番地 1	山 口 尊	短期入所	短期入所ひだまり	愛媛県北宇和郡松野町 大字豊岡3011番地16	平成30年 11月30日
3813600172	社会福祉法人宗友福祉会	愛媛県松山市中野町甲 640番地	丹生谷 宗 久	就労継続支援 B型	Sa.おいでや内子	愛媛県喜多郡内子町五 十崎1925番地	平成30年 12月 1 日

○愛媛県告示第1221号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年12月21日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

事業者番号	指定障害福祉サービス事業		事 業 者	指定障害福祉	廃止に係る指定障害	廃 止	
尹未日田与	氏名又は名称	称 主たる事務所 の 所 在 地 代表者の氏名 サービスの種	サービスの種類	名 称	所 在 地	年月日	
3810300628	株式会社介護センター・ スマイル	愛媛県宇和島市長堀三 丁目10番地17 - 3号	河 野 ひとみ	同行援護	株式会社介護センター・ スマイル	愛媛県宇和島市長堀三 丁目10番地17 - 3号	平成30年 11月30日

○愛媛県告示第1222号

建設業法 (昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成30年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般 - 27)第005744号	平成27年 11月 1日	南予ガス(業)	高木 浩司	宇和島市坂下津甲407-42	平成30年 11月 2 日	水道施設工事業	建設業の廃業 (一部)
(般·特 - 28) 第002085号	平成28年 11月25日	堀部建設(株)	堀部 好久	西予市宇和町岡山甲1023	平成30年 11月21日	造園工事業	建設業の廃業 (一部)

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第82号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成30年12月21日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大 塚 岩 男

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき

選挙権を有する者の数

(1) 選挙権を有する者の総数

1 ,168 ,957

(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

23 ,380

(3) 80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して 得た数 246 ,120

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総 数	同左の3か上の1の数選 (松山市の3か上では、 分上では、 が上では、 が上では、 が回れたでは、 がの1をに多数にも がの1を定すがまます。 と40万に3数と じて得た数)
伊 予 郡	43 ,838	14 ,613
南 宇 和 郡	19 ,119	6 ,373
松山市・上浮穴郡	437 ,501	139 ,584
今治市・越智郡	141 ,053	47 018
宇和島市・北宇和郡	78 249	26 083
八幡浜市・西宇和郡	38 ,089	12 ,697
新 居 浜 市	100 <i>4</i> 66	33 ,489
西 条 市	91 ,896	30 ,632
大洲市・喜多郡	51 ,655	17 219
伊 予 市	31 ,550	10 ,517
四国中央市	74 247	24 ,749
西 予 市	33 ,095	11 ,032
東 温 市	28 ,199	9 400

平成30年12月21日 発行 1043